

新入生の皆さんへ～学生生活の諸注意～

埼玉大学学務部学生支援課

学生生活支援担当

新入生の皆さん ご入学おめでとうございます。

埼大生生活を有意義に過ごしていただくために、学生支援課では、みなさんの学生生活をサポートしています。

“埼大生”として、生活するうえで知っておいて欲しいこと、気をつけていただきたいことを以下のとおりまとめましたので、必ずお読みください。もしも、トラブルに遭った場合や相談したいことなどございましたら、まずは、学生支援課へ相談してください。

(相談先)

・総合窓口 学生生活支援担当 048-858-3944

・学生生活全般、その他相談→ 学生相談室（なんでも相談室）048-858-9258

https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/soudan/

・健康相談 → 保健センター 048-854-5356

<https://park.saitama-u.ac.jp/~hoken/>

1. 交通ルールについて

埼玉大学へ自転車で通学する際には、必ず以下の4点を守ってください。なお、自動車やバイク等で通学する場合は、学生駐車場の駐車許可申請の手続が必要ですので、学生支援課で手続を行ってください。詳しくは学生支援課のホームページを確認してください。

①自転車保険への加入

埼玉県の条例では、自転車保険への加入が義務付けられています。



埼玉県県民生活部 防犯・交通安全課 :

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/jitensya/jitensyajyourei.html>

②学内に駐輪する自転車への埼玉大学駐輪許可証（ステッカー）の交付

令和7年4月3日及び4日(各日10時～16時)に全学講義棟3号館1階101講義室にて交付しますので、ステッカーを希望する学生は手続を行ってください。参加できない場合は、後日、学生支援課の窓口にて手続を行ってください。

③交通ルールの遵守

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライト点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

埼玉県県民生活部 防犯・交通安全課：

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/jitensya/jitensyagosoku.html>

④迷惑駐輪・自転車放置の禁止

埼玉大学付近の私有地、公道、コンビニ、南与野駅付近の店舗（ベルク、しまむら等）、公共駐輪場等に無断で（長時間）駐輪している学生があり、お店の方や地域の方の迷惑となっていますので、絶対にやめてください。

2. サークル（学生団体）活動

埼玉大学には、サークル（学生団体）として登録された団体がおよそ140団体あります。各サークルの情報は、学生支援課のホームページで紹介していますので確認ください。

課外活動団体一覧：https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/kagai/ichiran/

・サークル等を装った団体の勧誘に気をつけてください。

サークル活動を装って学生に近づき、宗教活動、政治活動またはマルチ商法等の勧誘があります。本学でも、過去に高額な投資用教材DVDを買わされたという事例がありました。たとえ友人や先輩からの誘いであっても、しっかりと調査し、怪しいと感じた場合には家族や職員へ相談したりして充分注意してください。

学生支援課学生生活支援：https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/seikatsu/

3. お酒の飲み方・20歳未満の飲酒禁止

20歳未満の飲酒は禁止されています。また、学内での飲酒も禁止です。サークルの飲み会や仲間うちで20歳未満の時に飲酒を勧められることもあるかも知れません（一気飲み強要・アルハラ）。そんなときにはきっぱりと断りましょう。飲みすぎると、急性アルコール中毒になる危険性があります。最悪の場合は命を落してしまうこともあります。悲しい事態にならないためにも、お酒にはくれぐれも注意しましょう。

(参考) 特定非営利活動法人ASK <https://www.ask.or.jp/>



4. アルバイトについて

アルバイトを行う場合には、事前に仕事内容や雇用条件等について求人側と十分に話し合い、納得したうえで仕事内容・雇用条件等が明示された雇用契約書（雇入通知書）を交わし、保管しておくことが大事です。トラブルを事前に回避するためにも、口約束ではなく、必ず書面で契約しましょう。試験期でもシフトの交代を認めてくれないなどのブラックバイトのようなことにならないように契約してください。

学生の皆さんへ アルバイトをする前に 知っておきたい7つのポイント

- ① アルバイトを始めた時に、労働条件を確認しよう！
- ② バイト代は、毎月、決められた日に、金額支払いが原則！
- ③ アルバイトでも、残業手当があります！
- ④ アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます！
- ⑤ アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます！
- ⑥ 平日衣服・土日の制服は、労働条件相談ほっとラインへ！
0120-811-610
月～金：午前 5時～午後 10時
土・日・祝日：午前 9時～午後 5時
- ⑦ 困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を！
※事業主の方からのご相談も受け付けております

高校生の皆さんへ 学生アルバイトのトラブル Q & A (知っておきたい働くときのポイント)

Q1 アルバイトを始めたことにになりましたが、時給や勤務時間（働く時間）などの働く条件について「募集広告に書いてあるとおりだよ」としか言わないのでですが？

A 後で「雇用に同意」とする際の「時給や働く時間などが違う」と思わないように、アルバイトをする前に、必ず「労働条件」を確認しておきましょう。（アルバイトをする名前や、どのくらいで働くか、週の勤務時間や日数、各時間など重要なことは、雇用契約書に入れて、施設条件を表示した書類を渡すことがあります）

Q2 1回で 6～8 時間働くアルバイトをしているが、休憩が 15 分くらいしか取れないのが少しのぞめますか？

A 法律上、アルバイトに対する限りで、働く時間が1日5時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩を取る必要があります。

Q3 決められた時間の前に遅刻する場合に、オーナーや店舗の指示で、連絡権限や後片付け、次の勤務の準備をさせられるいるのですが、その分の時間がもうありますか？

A 法律上、あなたを雇っている人（オーナーなど）や店舗（店長など）の指示などに従って行う仕事については、その分の賃給がちゃんと支払われなければなりません。ちなみに、「時間15分未満は切り扱て」というようなことは労働法違反です！

Q4 店長に「アルバイトに残業代なんかない」と言われたのですが、本当にありますか？ あと、アルバイトでも有休が取れるって本当ですか？

A フリーランスでも、法律上、1日5時間、1週40時間を超えて働いたら、残業代は出ます！ ただし、法律上、アルバイトで有休が付ける場合があります。

Q5 アルバイトを始めたときに決めた曜日（日数）や時間を無視して、授業の日でもシフトに入れられてしまいます。テストの日に休みたいと思ってても休ませてもらえないですか？

A シフトを変更するには、事前に働く人と雇う人の合意が必要です（「労働契約法の規定」）。決められた曜日や時間は無理矢張りシフトに入らなくなるなど、一方的に変更する行為は不適切な行為です。はっきりと断りましょう。また、決められた曜日や時間に合わせて学校の行事などが入ってしまった時でも、諒めずにオーナーや店舗などによく相談しましょう。

Q6 クリスマスケーキなど季節の商品に販売ノルマがあって売れ残りを買われます。あと、お店のもので商品を壊したりするといちいち弁償されられるのですが、これでしおりがいいですか？

A 法律上、売れ残りを買われる義務はありません！ 基本的にバイトだから自動的に天引きされることできません。また、お店のもので商品を壊したときは、弁償しない場合はならない場合もありますが、少なくとも、本来の販売以上を罰金として支払う必要があります。

Q7 アルバイトを辞めさせられません。「辞めるなら代わりのアルバイトを連れてこい」と言われます。

A あなたが代わりのアルバイトを提出することができません。ただし、危険でしてしまって、アルバイトを辞めることもあるでしょうから、バイト先とよく話し合ってください。

Q8 18歳未満ですが、午後10時を超えて仕事をさせられます。

A 法律上、原則として18歳未満の方には労働者（「18歳から翌日午前5時まで」）をさせることはできません。また、原則として時間外・休日勤務をさせることもできません。

Q9 ポータルサイトのHPはどちら？

これらの問題を含む
アルバイトのトラブルで困ったときは
フリーダイヤルで相談したいとき
「労働条件相談ほっとライン」にご連絡ください。
0120-811-610
月・火・水・木・金曜 5時～午後10時
土・日・祝日：午前 9時～午後 5時

行政機関に相談したいとき

お近くの労働基準監督署や「総合労働相談コーナー」（労働省や労働基準監督署の中にある）にご連絡ください。（平日午前8時30分～午後5時15分）

労働基準監督署 総合労働相談コーナー 電話
厚生労働省ホームページにおける「労働基準監督署や総合労働相談コーナー」の場所が記載されています。

「フリーライブの労働条件を知りたい」と
キャラクター「じゅんじゅん」

厚生労働省：<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/>

・アルバイト情報の提供

アルバイト等の求人情報提供につきましては、学生アルバイト情報ネットワーク事務局運営の「学校公認!! 学生のための安全・安心アルバイト情報サイト」を利用してしております。

アルバイト情報提供サイト：<https://www.aines.net/saitama-u/>

・「闇バイト」に注意

大学生を含む若者が、SNS 等の利用を通じていわゆる「闇バイト」に応募し、強盗や特殊詐欺等の犯罪に加担し、逮捕される事案等が報道されています。

こういった事案も踏まえ、いわゆる「闇バイト」等により、アルバイト感覚で犯罪に加担してしまうことなどがないよう、十分に注意してください。

総務省「インターネットトラブル事例集（アルバイト応募が招いた犯罪への加担）」

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/stop_trouble/

東京都「特殊詐欺加害防止 特設サイト」

<https://www.kagaiboushi.metro.tokyo.lg.jp/>

5. SNS 等による人権侵害について

昨今、インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増えており、他人への中傷や侮蔑、無責任な噂、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込み、インターネット上でのいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れています。

その情報がいったんインターネット上に流出すれば、画像等のコピーが転々と流通して回収することが極めて困難となり、被害を受けた人は将来にわたって永く苦しむことになるなど、重大な人権侵害と言わざるを得ません。

加害者にも被害者にもならないために、お互いの人権を尊重した行動を取るように心掛けください。

埼玉大学ソーシャルメディアガイドライン

http://www.saitama-u.ac.jp/sns/data/sns_guideline.pdf

内閣府大臣官房政府広報室

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202011/2.html>

6. ひとり暮らし、夜道のひとり歩きは危険（女子学生へ）

治安がいいと言われる日本でも、警察庁の犯罪統計データによると埼玉県の犯罪認知件数は全国ワースト第4位（令和4年度）です。少しの心構えで被害に遭わずにすみますので、以下の留意点を必ず確認してください。

（ひとり暮らし編）

◇見知らぬ人とふたりきりでエレベータに乗らない

降りる階を確認され、階段を使い追いかけてくるケースもあります。

◇出入り時に人がいないか確認

ドアが開く瞬間を狙っている不審者もいます。ひとり暮らしを悟られないように「ただいま」

「いってきます」と言いながら出入りする習慣は大切です。

◇帰宅し玄関を開けた時、いつもと違う気配を感じたら家に入らない

人は殺氣、気配を感じるものです。クローゼット・トイレ・浴室に潜んでいることもあります。

◇宅配を装った不審者に注意

宅配業者には安易に解錠してしまうもの。ドアスコープで確認し、「どなたからの荷物ですか」と聞くのが有効です。

◇2F以上の階でも必ず施錠

上層階でも雨樋などを伝い簡単に登れます。真夏でも窓は開け放さず、カーテン・鍵は閉めるのが鉄則です。

（夜道のひとり歩き編）

◇ひとりで歩かない

基本です。複数人で歩く、自転車・バス・車等を利用しましょう。

◇22時以降の外出は特に危険

課外活動は、原則夜9時までに終了しましょう。



◇服装に気を配る

過度に露出の多い服装は避けましょう。

◇明るい場所・人通りの多い場所を歩く

遠回りになんでも繁華街、街灯の多い通りを選びましょう。

◇早歩きを心掛ける

声を掛けられても立ち止まらない。怪しい人物には、しっかり顔を見ながらこちらから挨拶をするのも有効な手段です。

◇周囲に気を配る

スマホやミュージックプレーヤーに集中しない。防犯ブザー・ポケッドライトは必携アイテムです。

◇道順を決めない

毎日同じ時間、同じ場所を通って帰るのは避けましょう。

◇ルート上に夜間でも人が常駐している場所を確認

すぐに助けを求められる場所を確認しておきましょう。

(警察署、交番、消防署、ファミレス、コンビニ、新聞販売店など)

7. 成年年齢引き下げについて

18歳以上であれば親権者の承諾なく契約（買い物等を含む）を結ぶことができます。その際は成人として扱われるため、契約を取り消すことができません。契約を結ぶ際は、事前に契約内容をしっかりと確認しましょう。



消費者庁：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/

8. 住民票の異動について

大学入学にともない引っ越しをされた方は、原則、今後暮らしていくアパートや学生宿舎等が新しい住所になります。忘れずに住民票を移しましょう。住民票の移し方、選挙の投票について等、詳細は以下 URL をご確認ください。

総務省： https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/topics081127.html

9. その他の注意点

- ・薬物は、絶対にダメです。

[薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」](#)

[厚生労働省ホームページ「薬物乱用防止に関する情報ページ」](#)

- ・大学構内は指定する喫煙場所以外は禁煙です。

20歳未満の喫煙は、「20歳未満の者の喫煙に関する法律」により違法行為です。



- ・新入生へのメッセージ。

大学入学後は、これまでの生活と環境が大きく異なります。

悩んだり、トラブルに巻き込まれたりした時は、自分の力だけで解決しようとせず、周りに相談しましょう。

<https://www5d.biglobe.ne.jp/~taimei/index.html>

- ・大学構内での「盗難」に注意してください。

大学には、色々な人が出入りします。残念ながら、課外活動中に財布からお金を抜き取られるといった被害が実際に出ています。まずは、自己防衛（貴重品を肌身離さないようにするなど）の意識を持つようにしてください。